

平成 27 年第 1 回定例会 3 月 3 日

日程第 12. 報告第 3 号 専決処分「津嘉山第 3 雨水幹線工事（25-13）の請負契約金額の変更」の報告について

○議長 宮城清政君 日程第 12. 報告第 3 号 専決処分「津嘉山第 3 雨水幹線工事（25-13）の請負契約金額の変更」の報告についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 報告第 3 号 専決処分「津嘉山第 3 雨水幹線工事（25-13）の請負契約金額の変更」の報告について。地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第 2 項の規定により、これを報告します。記 1. 専決処分事項 津嘉山第 3 雨水幹線工事（25-13）の請負契約金額の変更について。2. 専決処分した理由 議会の議決を経た工事請負契約について契約金額の 400 万円以内の変更であります。

専決処分については、2 月 4 日にいたしました。まず専決処分事項としましては、津嘉山第 3 雨水幹線工事（25-13）の請負契約金額の変更について。（1）変更事項 変更前契約額 4,587 万 8,400 円。増額金額 135 万 2,160 円。変更後契約額 4,723 万 560 円。（2）契約の相手方 沖縄県豊見城市字高安 915-1。株式会社 嶺建設。代表取締役 安次嶺早寿。2. 変更した理由 当初、埋戻し土は現場発生土の利用で計画していたが、土質試験の結果、埋戻し土として適さないことから、現場外より良質な土砂を搬入し発生土を処分したことによる変更であります。詳細内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 報告第 3 号 専決処分「津嘉山第 3 雨水幹線工事（25-13）の請負契約金額の変更」の報告について、補足して説明させていただきます。本工事は、昨年 8 月 29 日、第 5 回臨時会にて請負契約について可決していただきました工事となっております。専決処分事項内容、変更につきましては、先ほど副町長から説明がございましたので、変更した理由につきまして詳細をご説明いたします。

まず、工事の箇所ですけれども、次のページに工事の平面図を添付してございます。こちらをお目とおし願いたいと思います。工事箇所が、津嘉山自動車学校のちょうど入口側、以前は三面張りの排水路だったものを今回の雨水工事でボックスカルバートに切り替える工事となっております。今回の変更につきましては、図面上に赤で表記されている工事箇所、延長 27.8 メートルの箇所です。現場で出た発生材で埋め戻す当初設計でございましたけれども、実質的には現場で直接採取いたしました現場発生材につきまして土質試験の結果、埋戻し材には適さないことが判明しましたので、その現場の発生土につきましては場外処分といたしまして、新たに区画整理区域内からの良質な発生土を用いて埋戻しを行っ

平成27年第1回定例会3月3日

ております。変更金額135万2,160円の主な内容につきましては、その現場から出た埋戻しに適さない土砂の処分費用となっております。以上で報告第3号 専決処分「津嘉山第3雨水幹線工事(25-13)」の報告といたします。よろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 分からないのでお聞きしますけれども、埋戻しに適さないとは、どういう点なのか。補足でありませんでしたのでそこを説明してください。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 ご説明いたします。現場発生土につきましては、既設が排水路となっていることと、またその地域は低地帯ともなっていることから、かなり水分を含んだ土砂となっております。設計の段階ではボーリングデータからも地下水が高いことは確認されておりましたけれども、実質的に埋戻し土として使う場合は直接掘削をした土を試験しまして、それで結果を出してから使用するしないについて判断をいたしております。今回は、かなり含水比が高いということで、その含水比が高い状態で埋戻しをいたしますと締まらなくてスポンジのような状態になることから、やはりその土質試験の結果に応じて判断をしているということでございます。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第3号 専決処分「津嘉山第3雨水幹線工事(25-13)の請負契約金額の変更」の報告については、これをもって終了します。